六　計画的に実施される施設の設備のために契約された建設工事（以下この号において「既契約工事」という。）に連接して当該施設の整備のために施行される同種の建設工事（以下この号において「同種工事」という。）の調達をする場合、又はこの号に掲げる場合に該当し、かつ、随意契約の方法により契約が締結された同種工事に連接して新たな同種工事の調達をする場合であって、既契約工事の調達の相手方以外の者から調達をすることが既契約工事の調達の相手方から調達をする場合に比べて著しく不利と認められるとき。ただし、既契約工事の調達契約が第４条から前条までの規定により締結されたものであり、かつ、既契約工事の入札に係る第６条の公告又は第７条の公示においてこの号の規定により同種工事の調達をする場合があることが明らかにされている場合に限る。

七　緊急の必要により競争に付することができない場合。

八　事業協同組合、事業共同小組合若しくは共同組合連合会又は商工組合若しくは商工組合連合会の保護育成のためこれらの者から直接に物品等を買い入れるとき。

（落札者の決定に関する通知等）

第12条　契約職等は、特定調達契約につき一般競争又は指名競争に付した場合において、落札者を決定したときは、その日の翌日から起算して７日以内に、落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所並びに落札金額を、落札者とされなかった入札者に書面により通知するものとする。この場合において、落札者とされなかった入札者からの請求があるときは、当該請求を行った入札者が落札者とされなかった理由（当該請求を行った入札者の入札が無効とされた場合にあたっては、無効とされた理由）を、当該請求を行った入札者に通知するものとする。

2　契約職等は、特定調達契約につき、一般競争若しくは指名競争により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、その翌日から起算して72日以内に、次に掲げる事項を官報により公示しなければならない。

一　落札若しくは随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量

二　契約を担当する職員の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地

三　落札者又は随意契約の相手方を決定した日

四　落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所

五　落札金額又は随意契約に係る契約金額

六　契約の相手方を決定した手続

七　一般競争又は指名競争によることとした場合には、第６条の規定による公告又は第７条の規定による公示を行った日

八　随意契約による場合にはその理由

九　その他必要な事項

（一般競争又は指名競争に関する記録）

第13条　契約職等は、特定調達契約につき一般競争又は指名競争に付した場合において、落札者を決定したときは、次に掲げる事項について、記録（契約の手続において電子的手段を用いた場合には、その電磁的記録を含む。）を作成し、落札の日から少なくとも３年間保管するものとする。

一　入札者及び開札に立ち会った者の氏名

二　入札者の申込みに係る価格

三　落札者の氏名、落札金額及び落札者の決定の理由

四　無効とされた入札がある場合には、当該入札の内容及び無効とされた理由

五　第８条第４項の規定により通知した場合には、その通知に関する事項

六　その他必要な事項

（随意契約に関する記録）

第14条　契約職等は、特定調達契約につき随意契約によった場合には、当該随意契約の内容及び随意契約によることとした理由について、記録を作成し、落札の日から少なくとも３年間保管するものとする。

（苦情の処理）

第15条　契約職等は、特定調達契約につき落札者とされなかった入札者からの苦情その他特定調達契約に係る苦情の処理に当たる職員を指名するものとする。

（特定調達契約に関する統計）

第16条　理事長は、国土交通省の依頼により特定調達契約に関する統計を作成し、国土交通省に送付するものとする。

附　則

1　この規程は、改正協定が日本国について効力を生ずる日から施行する。

2　この規程は、この規程の施行の日前において行われた告示その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以降に締結されるものに関する事務については、適用しない。

政府調達に関する協定に基づく公表

政府調達に関する協定（平成７年条約第23号）第19条第１項及び2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定第６条第１項の規定に基づき、関係手続の改正を次のとおり公表する。

平成 26 年４月 24 日

独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構

◎調達機関番号　558　◎所在地番号　13

1　改正された規則の名称等

独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構会計規程の特例を定める規程

（http://www.lmo.go.jp/disclosure/pdf/kisoku_12.pdf参照）

2　この公表に関する問い合わせ先

独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構管理部会計課会計係

ＴＥＬ03―5730―2165

政府調達に関する協定に基づく公表

政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定（平成26年条約第４号）第６条第１項の規定に基づき、関係手続を次のとおり公表する。

平成 26 年４月 24 日

東日本高速道路株式会社

◎調達機関番号　417　◎所在地番号　13

物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程

（目的）

第１条　この規程は、1994年４月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定（以下「改正協定」という。）その他の国際約束を実施するため、東日本高速道路株式会社（以下「会社」という。）が締結する契約のうち国際約束の適用を受けるものに関する事務の取扱いに関し、東日本高速道路株式会社契約規程（平成17年度規程第９号。以下「契約規程」という。）及び東日本高速道路株式会社契約規程実施細則（平成17年度細則第16号。以下「契約細則」という。）の特例を設けるとともに必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　物品等　動産（現金及び有価証券を除く。）及び著作権法（昭和45年法律第48号）第２条第１項第10号の２に規定するプログラムをいう。

二　特定役務　改正協定の附属書Ⅰ日本国の付表５に掲げるサービス及び同附属書Ⅰ日本国の付表６に掲げる建設サービス（本規程において「建設工事」という。）に係る役務をいう。

三　調達契約　物品等又は特定役務の調達のため締結される契約（当該物品等又は当該特定役務以外の物品等又は役務の調達が付随するものを含み、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第２条第２項に規定する特定事業（建設工事を除く。）にあっては、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成23年法律第57号）による改正前の同項に規定する特定事業を実施するため締結される契約に限る。）をいう。

四　一連の調達契約　特定の需要に係る一の物品等若しくは特定役務又は同一の種類の二以上の物品等若しくは特定役務の調達のため締結される二以上の調達契約をいう。